

## 地震の規模とは？

### 地震の規模を表すマグニチュード、揺れを表す震度

#### マグニチュードとは

地震の規模の大小を表すのがマグニチュードで、「M」で表します。一般にM7以上の地震を大地震、M8以上の地震を巨大地震と呼びます。

#### 揺れを表す震度とは

地震が発生した時、ある場所での揺れの程度を表すのが震度です。従来は震度0~7までの8階級でしたが、平成8年10月から震度5、6をそれぞれ強、弱に分け10階級に改正されました。同時に「微震」、「弱震」、「烈震」などの呼び名を廃止しました。

| 計測震度 | 震度階級      | 状況  |
|------|-----------|---|
|      | <b>5強</b> | 大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。<br>耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。                         |
|      | <b>6弱</b> | 立っていることが困難となる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。<br>耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。   |
|      | <b>6強</b> | 立っていることができず、はなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできない。<br>耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂があり、傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
|      | <b>7</b>  | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。<br>耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものが多くなる。                                |

## 避難時の持ち物

### 非常持ち出し品の準備

非常持ち出し品は、地震等が発生して避難するとき、まず最初に持ち出すべきものです。いざというとき、すぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検をしておきましょう。年に一度はチェックして、新しいものと交換しましょう。

#### 非常持ち出し品の例

- 携帯用飲料水
- 救急用品
- 車手(厚手の手袋)
- ヘルメット、防災ずきんなど
- 毛布
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ・予備電池
- 食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
- 衣類(下着、セーター、ジャンパー類)
- 避難カード(右端に掲載の様式などを参考にして下さい)



#### その他必要に応じて準備しておきましょう

ライター、マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)、カイロ、ティッシュペーパー、筆記用具(ノート、鉛筆など)、三角きん、包帯(4号・6号が便利)、消毒ガーゼ、タオル、ばんそうこう(大・小)、体温計、はさみ、ビンセッタ、キズ口用の消毒液、安全ピン、ミルク、紙おむつ、ほ乳びんなど

## 地震発生！その時あなたは？

### 家にいるとき



揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルの下にもぐるなどして頭を守ります。落ち置いて、まずは自分の身の安全を確保しましょう。



揺れがおさまったら、ドアを開けて非常脱出口を確保しましょう。



あわてて外に飛び出さないようにしましょう。屋根瓦や看板などが落ちてきて、ケガをする危険性があります。また、素足だとガラスなどの破片が足にささったりして、とても危険です。



揺れがおさまったらすぐに火の始末を! 大きく揺れている最中にムリをして火を消そうとすると、大やけどをすることがあるので注意。まわりのものに火がついても、小さいうちならば落ち置いて、消火器などの消防用具でボヤのうちに消し止めましょう。



### 避難カード

立山町HPより避難カードをダウンロードすることができます。必要に応じた枚数をダウンロードしてご利用ください。  
<http://www.town.tateyama.toyama.jp/>

#### 避難カード

| 年 月 日 作成  |                               |                 |                           |
|---|-------------------------------|-----------------|---------------------------|
| ふりがな<br>氏 名   | 男<br>女                        | 生年<br>月 日       | 年 月 日                     |
| 立山町   |                               |                 | 自宅 (076) -<br>携帯 -        |
| 身長<br>cm  | 体 重<br>kg                     | 血液型             | A · B · O · AB<br>RH + -  |
| 洋服<br>サイズ<br>S · M · L · L · L · その他( )                           |                               | 足の<br>サイズ<br>cm |                           |
| 保険証<br>健保・国保・共済・その他( )  |                               | 保険証<br>番号       |                           |
| 手帳<br>情報<br>療育・身体・精神<br>種級<br>A / B                               |                               | 手帳<br>番号        |                           |
| 介護保険証<br>番号   |                               | 状態              | 要支援・要介護 1 · 2 · 3 · 4 · 5 |
| 障害名<br>・状態  |                               |                 |                           |
| 緊急時<br>連絡先①<br>氏名<br>住所<br>電話                                     | 緊急時<br>連絡先②<br>氏名<br>住所<br>電話 |                 |                           |
| (うら)<br>支援者氏名<br>くすりの名前   |                               | 住所<br>電話        |                           |
| かかりつけ<br>病院(診療科)<br>福祉サービス<br>事業所                                 |                               | 住所<br>電話        |                           |
| 通勤・通学先  |                               | 住所<br>電話        |                           |
| ○補助具・医療的ケアに関する必要な器具<br>器具名  |                               |                 |                           |
| メーカー名<br>取扱店連絡先   |                               |                 |                           |
| ○避難場所・避難経路<br>第一次避難所( ) → 第二次避難所( )<br>自宅 → ( ) → ( ) → 第一次避難所( ) |                               |                 | らいじい                      |

## 耐震化への取り組み

### 木造住宅の耐震改修工事に補助金

町では、木造住宅の耐震改修工事をされる方に支援制度を設けています。

町が指定した要件を満たした耐震改修工事をされた方に、60万円を限度に補助金を交付します。

#### 1. 補助金額と自己負担の割合

補助金の額は、耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額とします。ただし、1件あたりの補助金額が60万円を超える場合は、60万円とします。

- 耐震改修工事に要する経費が90万円までは…補助金額=経費×2/3
- 耐震改修工事に要する経費が90万円を超えた場合は…補助金額は一律60万円

#### 2. 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象になります。

- ① 木造の一戸建で、階数が2以下のもの
- ② 建物の過半が、昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもので、延べ床面積が280平方メートル以下のもの、又は伝統工法によるもの

#### 3. 助成の対象となる耐震改修工事

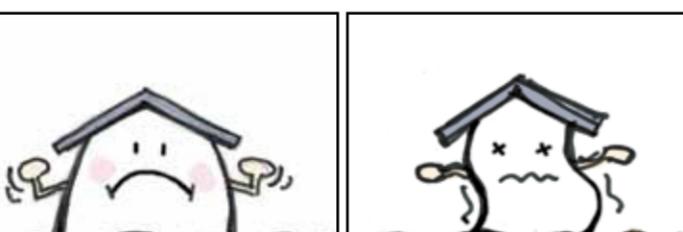
(一財)日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断等により、耐震補強の必要性があるとされた住宅(診断の結果、総合判定が1.0未満の場合)について、耐震改修工事後、総合判定が1.0以上となる耐震改修工事に要する経費とします。

#### 4. お申込みの受付場所及び期間

補助申請の窓口は、立山町建設課です。

お申込みは通年で可能ですが、耐震改修工事は3月31日までに完成する必要があります。なお、この事業は期限付き補助事業です。事前にお問い合わせ下さい。

#### 専門家が行う上部構造の評点と判定



|                 |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○               | ○               | △               | ×               |
| 評点<br>1.5<br>以上 | 評点<br>1.0<br>以上 | 評点<br>0.7<br>以上 | 評点<br>0.7<br>未満 |
| 1.5<br>未満       | 1.0<br>未満       | 0.7<br>未満       |                 |

|       |         |            |            |
|-------|---------|------------|------------|
| 倒壊しない | 一応倒壊しない | 倒壊する可能性がある | 倒壊する可能性が高い |
|-------|---------|------------|------------|

## 緊急地震速報

緊急地震速報とは、気象庁が地震直後の小さな揺れをとらえて大きな揺れの前に震度や震源などを予測して情報を発表するものです。気象庁は、最大震度5弱以上の強い揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域を広く一般に発表します。テレビとラジオのすべての放送波で速報します。

#### 緊急地震速報について(気象庁)

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/>

### NTT災害用伝言サービス171 & web171

災害発生時は、安否確認や問い合わせなどで電話回線がたいへん混雑します。このような場合は災害用伝言サービスをご利用ください。

## ご利用方法

#### 被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。「災害用伝言ダイヤル171」

##### 利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

###### 伝言の録音方法

- ① 171にダイヤルする  
▼ガイダンスが流れます
- ② 録音する場合は 1 暗証番号を利用する  
録音は「3」  
▼ガイダンスが流れます
- ③ ( )被災地の電話番号\*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番から入力してください。

###### 伝言の再生方法

- ① 171にダイヤルする  
▼ガイダンスが流れます
- ② 再生する場合は 2 暗証番号を利用する  
再生は「4」  
▼ガイダンスが流れます
- ③ ( )被災地の電話番号\*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番から入力してください。

\*伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

#### 家族等の安全がインターネット上で確認できる。「災害用伝言板web171」

##### 画面の指示によりご利用ください。

###### 登録方法

- ① <https://www.web171.jp>にアクセス
- ② 電話番号を入力  
( )被災地の電話番号\*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。  
\*市外局番から入力してください。
- ③ 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください。

###### 閲覧方法

- ① <https://www.web171.jp>にアクセス
- ② 電話番号を入力  
( )被災地の電話番号\*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。  
\*市外局番から入力してください。
- ③ 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください。